

和水町高齢者等外出支援タクシー利用助成事業(タクシーチケット)のご案内

問 福祉課 地域包括支援係 ☎0968・86・5724

町内に在住する高齢者が、医療機関への通院のためタクシーを利用される場合に、外出支援としてタクシー利用料の一部を助成します。



▶利用対象者：以下の条件すべてに該当する人

- (1) 高齢者のみの世帯
- (2) 総合事業対象者または要支援1～2および要介護1～5の認定を受けている人
- (3) 生活保護を受けている人、または福祉年金受給者で住民税非課税世帯の人・住民税非課税世帯に属し、課税年金収入額と合計所得の合計が80万以下の人
- (4) 対象者の一親等の親族で自動車運転免許の取得者が和水町内に居住していない人

▶助成内容：1ヶ月あたり3,000円分(500円×6枚)のタクシーチケット配布

児童扶養手当現況届の受付

問 保健子ども課 子ども家庭係 ☎0968・86・5730

児童扶養手当は、父親または母親のいない児童や、一定の障害のある親を持つ児童を監護している母親または父親に代わって児童を養育している人に対して支給される手当です。

▶現況届：「児童扶養手当の現況届」は、児童扶養手当を現在受給している人が引き続き手当を受け取る要件を満たしているか確認するためのものです。期間中に確認ができないと、手当の支給差止めやひとり親医療費助成が受けられなくなる場合があります。

対象者に文書を郵送しますので、同封の返信用封筒で必ず現況届を返送してください。

▶届出期間：8月1日(金)～18日(金)

▶提出書類：現況届・保護者と子どもの健康保険証の写し

※その他提出書類がある人には別途文書を送付します。

なごみんインスタ始めました



なごみんのInstagram始めました！

和水町のお仕事体験や観光スポットの紹介はもちろん僕のいろんな姿や活躍をお届けするよ！是非フォローしてください！！



Instagram



NAGOMIN_753MACHI



Instagram



NAGOMITOWN



Facebook



和水町公式Instagramとフェイスブックもよろしくお願ひします。

新型コロナワクチン令和5年春開始接種のお知らせ

問 保健子ども課 ☎0968・86・5730

和水町立病院では新型コロナワクチン接種を実施しています。

実施日：8月25日(金) (接種日程は、変更になる場合があります)

受付時間：午後5時から6時30分まで

接種対象者：①65歳以上の人

②12歳以上64歳以下の人で基礎疾患を有する人(接種券の発行申請が必要)

③医療従事者及び高齢者施設等従事者(接種券の発行申請が必要)

※上記②または③のいずれかに当てはまる人については、接種券発行申請が必要です。和水町ワクチン接種コールセンター(0120・096・959)にお電話をお願いいたします。

使用ワクチン：ファイザー社製オミクロン株対応2価ワクチン(使用ワクチンは、変更になる場合があります)

予約方法：①和水町ワクチン接種コールセンターへ電話(☎0120・096・959)

②WEBでの予約

③LINEでの予約

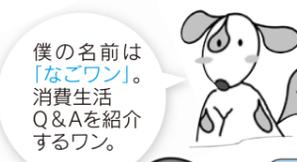
※和水町立病院での予約の受付は行っていません。

【接種の予約・日時変更(キャンセル含む)等の相談窓口】

和水町ワクチン接種コールセンター
(9:00～17:00 土日祝日除く)

☎0120・096・959

接種の予約は、和水町公式LINEからも可能です。右のQRコードから友だち追加をお願いします。



僕の名前は「なごワン」。消費生活Q&Aを紹介するワン。

消費生活Q&A

『定期購入』トラブル急増！



(安 しん子ちゃん)

Q

インターネットの広告で、『いつでも解約可能』という表示があったから、化粧品を注文して、初回のみで解約しようとしたけど、解約手続きできないってお母さんが言ってたけど、どうしてなのかなぁ？

A

もしかすると、注文完了直後に『特別割引クーポン』の利用を勧められていないかワン？『特別割引クーポン』を利用すると“複数回の購入が条件の定期購入”に変更されている場合があるワン。『最終確認画面』で確認した方がいいワン！



(なごワン)



(安 しん子ちゃん)

Q

そうなんだ！でも…『最終確認画面』で何を確認するの？

A

インターネット通販では、注文する前に『最終確認画面』をスクロールして、

- ・定期購入が条件になっていないか確認
- ・(定期購入が条件になっている場合、)継続期間や購入回数が決まりがないか確認
- ・支払うことになる総額の確認
- ・解約する際の連絡手段の確認
- ・『解約・返品できるか』『解約・返品できる場合の条件』(返品特約)、解約条件を確認
- ・利用規約の内容を確認
- ・『最終確認画面』をスクリーンショットで保存

上記内容を、必ず確認することだワン！

低価格を強調したり、注文を急かしたりする販売サイトには特に警戒した方がいいワン。不安に思った時などは、家族や誰かに相談したり、トラブルが生じた際は消費生活センターへ相談するといいワン！



(なごワン)

消費生活相談窓口

和水町役場・総務課 ☎0968・86・5720 (警察の相談窓口#9110)